

平成28年度 第1回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成29年1月5日（木）10：00～11：30

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

山元会長、折田委員、木村委員、竹内委員、筒井委員、中田委員、吉澤委員

高知県

梶総務部長、原総務部副部長、笹岡行政管理課長、松本職員厚生課長、林議会事務局総務課長、

渡邊教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

皆様おそろいになりましたので、ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、審議会の事務局を務めさせていただいております、県総務部行政管理課長の笹岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着席させていただいて会の進行をさせていただきます。それでは、開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。お手元に配席図をお配りしております。それから説明資料の2頁に、委員さんの名簿をお付けしております。紹介は委員の名簿、2頁になりますけれども委員の名簿の順番にご紹介いたしますのでよろしくお願ひします。

【委員紹介】

（行政管理課長）

委員の皆様全員ご出席ということでございます。続きまして、県の職員を紹介させていただきます。

【県職員紹介】

（行政管理課長）

なお、この審議会は、「公開」の会議となっております。続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明申し上げます。お手元にお配りしています、「会次第」をご覧ください。「1 開会」の後、「2 会長の選任」を行いまして、「3」、会長、知事から、それぞれご挨拶をいただきます。そして、「4」、知事から会長に諮問書をお渡しした後、事務局から、資料の説明をさせていただいたうえで、「5 審議」をお願いしたいと考えております。なお、教育長につきましては、これまで、諮問の対象ではありませんでしたが、平成27年4月に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴いまして、昨年4月1日から常勤の特別職となりましたことから、教育長の給料月額と退職手当の支給基準に関しましても、今回の本審議会から諮問事項となっております。なお、本日の審議会の議事録につきましては、後日、行政管理課のホームページで公開する予定でございますのでよろしくお願ひいたします。それでは、ただ今から、審議会を開会いたします。まず、議事に入ります前に会長の選任をお願いしたいと思います。資料の3頁をご覧ください。この審議会について定める条例でございますが、第4条第1項にありますように、会長の選任は委員の互選によることとされております。いかがいたしましょうか。

（筒井委員）

山元委員を推薦したいと思います。

（行政管理課長）

山元委員を推薦するご意見がございました。いかがでしょうか。

(各委員)
異議なし。

(行政管理課長)
それでは、山元委員に会長をお願いしたいと思います。会長席に、移動をお願いいたします。

【会長席へ移動】

(行政管理課長)
では、山元会長から、一言ご挨拶をいただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

(山元会長)

先ほど会長に選任いただきました山元でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。まず始めに、委員の皆様、あけましておめでとうございます。さて、お正月の新聞で、今年は「県内各地に関連産業を集積させる「地域産業クラスター」の形成を本格化させるとともに、3月に開幕する「志国高知 幕末維新博」の成功にも意欲を示した」という、尾崎知事の年頭所感の記事がございました。尾崎知事は、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、あるいは南海トラフ地震対策など、県勢の浮揚、県民の安全性確保に向けて、先頭に立って県政運営に努められています。今回、知事から委嘱を受け、私たち7人により、高知県特別職報酬等審議会が設置されることになりました。知事の諮問に応じまして、これから県議会議員の報酬、知事、副知事、教育長の給料、そして退職手当の支給基準等について、審議を進めてまいることになります。正月早々ですが、定例県議会が、2月21日に開会予定となっておりますので、そういったこともお含み置きの上で、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。私が会長ということでございますが、各界の代表でございます各委員の皆様、賢明な委員の皆様から活発なご意見をいただきまして、そしてまた、この審議会が時間も限られております中でスムーズな運営ができますよう、ご協力をお願いしながら進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

(行政管理課長)
ありがとうございました。それでは、尾崎知事からご挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

(尾崎知事)

このたび高知県特別職報酬等審議会、こちらの委員を皆様方、お引き受けをいただきまして、本当にありがとうございます。大変ご多忙の中、このようなお時間をとっていただきますことにつきまして、大変恐縮をいたしております。ありがとうございます。この特別職報酬等審議会でありますけれども、いわゆる県議会議員、そして知事、副知事、そして教育長の給与について、そしてまた退職手当などにつきましてご審議をいただく会ということになります。平成22年以来、知事、副知事などの給与は据置きという状況になっております。また、知事、副知事の退職手当につきましては、平成25年以来据置きという状況となっております。そろそろ、また時代の状況に合わせまして、ご審議いただきまして、いわゆる県民の理解が得られる水準に正していくということが大事ではないかという風に判断をいたしまして、今回この審議会を開催させていただき運びとなったものでございます。大事なことは、県民の皆様にご理解をいただくということかと考えております。その観点から厳しくご審議をいただければなと考えるところでございます。ご多忙の中、誠に恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(行政管理課長)
それでは、知事から会長に諮問書をお渡しします。知事、よろしくお願い致します。

(尾崎知事)

高知県特別職報酬等審議会様、議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準についてご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。平成29年1月5日、高知県知事 尾崎 正直、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(行政管理課長)

それでは、尾崎知事は、ここで退席させていただきます。

【知事退席】

(行政管理課長)

それでは、審議の進行を山元会長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(山元会長)

それでは、ただ今から審議に入ります。会議の進め方等について、事務局の考え方があればお願いいたします。

(行政管理課長)

知事、議員等の報酬等につきましては、条例で定められておりますため、審議会から改定の答申をいただいた場合には、先ほど申し上げました、2月議会に条例改正を提案する必要があります。このため、これまでも、まず、第1回目の本日の審議会では、事務局からの資料説明を踏まえてご審議をいただきまして、来月初旬に開催します、第2回目の審議会で、結論をいただいているところでございます。今回も、同様に進めていただければと考えております。

(山元会長)

審議会の開催については、行政管理課長から説明がありました日程によりたいと考えますので、次回には、結論を得るようにしたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは私から資料に沿ってご説明申し上げます。お手元の「第1回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、議員の報酬並びに知事、副知事及び教育長の給料の額を中心にご説明申し上げます。1頁は、先ほど尾崎知事から山元会長にお渡ししました諮問書の写しでございます。4頁をご覧ください。「特別職報酬等の改定状況」でございます。本年1月1日現在で作成しております。まず「(1) 本県の状況」につきましては、知事の給料月額が122万円、副知事94万円、教育長78万円、議長の報酬月額が90万円、副議長82万円、議員は77万円となっております。なお、その右側に「適用年月日平成22年4月1日」と記載しております。その後の改定が行われていないということでして、それ以降、平成24年、25年及び27年に開催した審議会において、ともに据え置きのご答申をいただいたことによるものでございます。

次に「(2) 全国の状況」でございます。この表は、各都道府県の特別職の報酬等の額が現行の額に改定された年を暦年でまとめたものでございます。前回、平成27年の審議会以降に改定が行われたのは、下から3行目の平成27年の愛知、滋賀、平成28年の岩手、東京、静岡、大阪、鳥取、平成29年1月1日改定されたばかりの新潟と、これら8団体となっております。この8団体のうち、岩手、愛知、滋賀は減額、それ以外の5団体は増額の改定となっております。これは、一般職の給与が増減したことによるものや、他県、国等の状況を鑑みてといったものが主な改定の要因と聞いております。

5頁をご覧ください。まず「(3) 四国4県の状況」ということで、四国4県の特別職の報酬等の月額をまとめたものでございます。ご覧いただいたお分かりになるとおり、すべての職について本県の額が最も低くなっております。

次に、「(4) 県内市町村の状況」は、県内34市町村の特別職の報酬等の額が現行の額に改定された年を暦年でまとめたものでございます。

続きまして6頁をご覧ください。「四国4県の改定の経緯」をまとめたものでございます。各県の直近の改定は知事の場合で言いますと、徳島は平成9年4月1日、香川は平成16年4月1日、愛媛は平成8年4月1日、本県は平成22年4月1日となっております。他の3県はしばらく改定がされていないことがわかります。教育長につきましては、先ほど申し上げたとおり今回の審議会から審議の対象となりましたが、本県を含め過去の改定状況の把握が困難であるということで、直近の改定状況のみを掲載しております。

続きまして8頁をご覧ください。ここからは特別職の報酬等の全国状況について、ご説明申し上げます。参考としてA4の1枚ものの資料で「特別職等の全国状況等の概要」ということで1枚ものの表がございます。こちらのほうも参考にさせていただければと思いますので並べてご覧ください。各都道府県の「特別職報酬等の改定状況」でございます。この表は、先ほど4頁でご説明しました「(2) 全国の状況」について、都道府県の別に整理し、一覧にしたものでございます。それぞれの職ごとに、現行の額と改定前の額をまとめております。前回、平成27年の審議会以降に改定が行われた団体は、知事及び副知事と教育長のそれぞれに網掛けをしております。網掛けしているものは、知事、副知事についてはいずれも同じ8団体、教育長については15団体において改定が行われており、知事、副知事の改定については、表の左端に平成27年の審議会以降に増額改定のあった団体は上向きの矢印、減額改定のあった団体は下向きの矢印を記載しています。また、教育長の改定については、表の右端に同様に矢印(↑↓)で表示しております。平成27年の審議会以降に改定のあったこれらの網掛けしております8団体を抜き出したものが別紙「特別職等の全国状況等の概要」の「2. 本県の前回の審議会(H26年度)以降に変遷のあった他団体の状況」に改定の理由を記載しております。改定の理由は、「一般職の給与の改定状況」に伴うものというのが主な理由となっております。

10頁をご覧ください。「給料・報酬額(本則額)」等の資料でございます。「本則額」と申しますのは、条例で定められた本来の給料又は報酬額、すなわちこの審議会でご審議をいただく額のことでございます。現在、多くの都道府県におきまして財政上の理由などにより、一定期間、給料や報酬等の額を減額するといった措置が講じられておきまして、そうした独自に減額した額と区別するため、条例で定められた額を本則額として記載しているものでございます。この表は、それぞれの職ごとに全都道府県の現行の「月額」と「全国順位」をまとめたものでございます。網掛けしております高知県の順位につきましては、知事41位、副知事43位、教育長32位、議長45位、副議長39位、議員40位となっております。これらの順位につきましては、教育長を除きまして副議長が38位から39位に、議員が39位から40位に、それぞれ少し下がったほかは平成27年から変動ございません。

11頁をご覧ください。知事、副知事、教育長につきましては、給料に地域手当を加えた支給月額と全国順位をまとめたものでございます。「地域手当」というのは、国家公務員が一般職の給与について、地域の民間の賃金水準を反映させることができるよう全国共通に適用される俸給表の水準を引き上げた上で、民間の賃金が高い地域で勤務する職員に対しては、給料月額等の3%から20%の割合で手当として支給することとしており、各都道府県においても同様に支給されているものでございます。都道府県によりましては、この地域手当が知事、副知事、教育長にも支給されております。なお、高知県内では、民間の賃金が全国と比べても高くありませんので地域手当が支給される地域はございません。

12頁をご覧ください。これらの表は、知事、副知事につきましては、10頁の地域手当を含まない給料額について、先ほどの全国順位で並び替えたものでございます。四国4県については網掛けをしております。13頁の表は、教育長につきましては、同様に全国順位で並び替えたものでございまして、同様に四国4県に網掛けをしております。

14頁をご覧ください。14頁の表は、議長、副議長、議員につきましては、同様に全国順位で並び替えたものでございます。同様に網掛けをしております。

15頁をご覧ください。「給料・報酬額(減額後)」の資料でございます。先ほど申し上げましたように、現在多くの都道府県におきまして、本来の給料や報酬の額を独自に減額するといった措置が講じられております。この表は、減額後の支給月額と全国順位について参考資料としてまとめたものでございます。本県では、知事が20%、副知事7%、教育長5%を、本来の給料月額から減額しております。また、議員につきましても議長3

万円、副議長2万円、議員1万円を本来の報酬の額から減額して支給しております。

17頁をご覧ください。副知事、教育長、議長、副議長、議員の給料月額がそれぞれ知事の給料月額の何パーセント相当か、各都道府県についてまとめたものでございます。網掛けをしております本県につきましては、副知事77%、教育長63.9%、議長73.8%、副議長67.2%、議員63.1%になっております。一番下に全国平均を記載しておりますが、本県は全ての職において全国平均以下となっております。

18頁をご覧ください。「年間給与(知事)」の資料でございます。この表は、知事について、給料、地域手当に期末手当、いわゆるボーナスに当たるものを加えた年収ベースの金額とその全国順位を参考資料としてまとめたものでございます。高知県をご覧くださいますと年収が1,994万7千円で40位、減額後の年収では1,701万9千円で42位となっております。19頁から23頁にかけては、知事の資料と同様に副知事、教育長、議長、副議長、議員の年収の資料を掲載しております。

少し飛びまして24頁をご覧ください。「特別職と一般職の報酬等の改定状況」の資料でございます。(1)の表は、特別職のこれまでの改定率の推移を、(2)の表は、一般職員の給与の改定率の推移をまとめたものでございます。(2)の表をご覧くださいますと、その改定率でございますが、例えば昭和63年度は、2.33%、平成元年度は3.10%とあり、その右側に5.50%とございます。これは昭和63年度の改定率と平成元年度の改定率を掛け合わせますと5.50%になるというものでございます。(1)の表と(2)の表との関係で申し上げますと、例えば(1)の表の一番下の「平成22年4月1日」欄の右の平均改定率マイナス1.25%と、(2)の表の中程の平成20年度と平成21年度の改定率マイナス0.10%とが期間としては対応するものでございます。このように職員の改定状況を踏まえた次の年度について、特別職の給料・報酬を改定するかどうかを検討することになります。今回は、平成27年度と28年度が検討の対象となりまして、まず、平成27年度については、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が平成26年度に引き続き初任給や若年層に重点を置いた棒給表の引き上げを行ったこと、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに、若年層に限定して改定を行うこととの人事委員会勧告がなされました。これを受けて、一般職の月例給につきまして、勧告を踏まえて平成27年4月1日から若年層に限定して引き上げを行いました。このため、(2)の表の平成27年度における一般職の改定率は、0.15%となっております。次に28年度につきましては、民間との比較における公民較差が極めて少なかったことから、一般職の月例給については改定はございません。このため、(2)の表の平成28年度における一般職の改定率は0.00%となっております。なお、現在の知事の給料等が適用されました平成22年度以降の一般職の改定率を見ますと、平成22年がマイナス0.15%、平成27年がプラス0.15%と%になっておりまして、この期間における、知事の給料等の改定率は0%となっております。

次に25頁をご覧ください。教育長報酬のご審議の参考としていただくため、「教育長の職務」につきまして少しご説明申し上げます。まず「教育委員会制度の概要」でございます。教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、都道府県及び市町村等に置かれる行政委員会の一つで、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関でございます。県においては、知事から独立した執行機関となるということになってございまして、県庁の知事部局とは位置づけが異なることとなります。教育委員会は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命した常勤である教育長と非常勤である4人の教育委員で構成されます。任期は、教育長が3年、教育委員が4年となっております。教育委員会では、教育長と教育委員の合議によりまして、大所高所から基本的方針を決定し、具体的な事務処理はその方針・決定を受け、教育行政の専門家としての教育長が事務局を指揮監督し執行する仕組みとなっております。資料の下段の枠組みで示しておりますが、教育委員会では、「教育行政における重要事項や基本方針」、「学校教育の振興」、「生涯学習・社会教育の振興」、「文化財の保護」、「スポーツの振興」など極めて広い範囲の事務について、管理・執行しております。なお、これらの全ての事務を教育委員会で決定することは事務効率の低下をきたすことになるため、これらの事務のうち教育における重要事項や基本方針、学校の配置や廃止、教職員の人事などは教育委員会を開催し、合議で決定することとし、その他の具体的な事務については、教育行政の専門家である教育長に委ねられ、教育長が事務局を指揮監督し執行する仕組みとなっております。

次に「教育長の職務」です。ひとつは、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表しております。定例の教育委員会の招集はもちろんですが、緊急時における会議の招集も教育長の判断で行われるなど、教育委員会の

代表者、すなわち、教育行政の責任者という立場でございます。また、各種会議や公式行事への出席も教育長の役割となります。先ほど申し上げたとおり教育長は特別職ですが、勤務時間や勤務条件については、特に定めるものを除くほかは、一般職員と同じとなっております。そのほかには、教育長は教育行政の専門家として、先ほど申し上げましたとおり、「教育委員会の方針・決定の下に具体の事務を執行」するために、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督」しております。なお、教育委員会制度については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を平成27年4月1日施行で改正しております。法改正前の従来の教育委員会制度においては、教育長の職務①の「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表」にあつては、非常勤の教育委員長が、教育長の職務②の「教育委員会の方針・決定の下に具体の事務を執行」と、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督」は、常勤の教育長の職務であったものが教育委員会制度の改革により、「教育委員長」と「教育長」が一本化され、全てが教育長の職務となりました。本県は、昨年4月1日から、新教育委員会制度に移行しております。現教育長は、従来の教育委員会制度におきまして、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで教育長を務めた後、新しい教育委員制度における教育長として、平成28年3月の県議会で同意を得て任命されました。少し長くなりましたが、教育長についての説明については以上です。

26頁をご覧ください。ここからは、議員報酬のご審議の参考としていただくため、「県議会議員の役割・活動等」につきましてご説明申し上げます。まず、「1. 定数」でございます。現在の議員定数は、条例で37人と定められており、高知市のほか15の選挙区から選出されています。次に、「2. 役割」でございます。議会の役割は、地域の問題につきまして、住民に代わって議論し、物事を決定することであり、執行機関を住民の立場から評価監視でございますけれども、住民のための各種サービスについて、具体的な提案（政策立案機能）などを行っています。「監視機能」につきましては、本会議における審議（質問・質疑）や委員会での審査・調査などを通じて行われております。例えば、議員が県の重要課題等を取り上げて質問しますと、知事や部局長は現状や対応などを答弁します。各議員は、それぞれ異なった立場から質問しますので、議員はそれぞれの答弁を聞き、執行部の提案内容などについて判断します。このことは、行政の適切な執行を確保する上で、大変有効であると考えられます。もう一つの役割である「政策立案機能」につきましては、議員自らが政策的な条例議案や政策について提案を行います。本県議会では、近年、議員による政策的な条例議案が多数提案されておきまして、これまで全国的にもトップグループとなる14件が成立しております。

次に「3. 調査研究活動」でございます。地方分権が進められる中で、議会の果たすべき役割は一層重要となってきており、議員はこの役割を果たすため、日ごろから調査研究活動を行い、色々な情報を収集し、議会審議に活用しております。

次に「議員の議会活動等の状況」についてでございます。平成27年の活動状況でご説明させていただきます。「1. 公式用務のある日の状況」をご覧ください。議会の公式日程としては、年に4回の定例会がおおむね2月、6月、9月及び12月に開かれます。必要がある場合には、臨時会が開かれる場合もございます。平成27年度は改選の年でありましたので、5月に臨時会が開かれております。また、議会の閉会期間中にも随時、委員会が開催されております。「(1) 議長、副議長」の表にございますとおり、定例会、臨時会の開催日数は、平成27年の場合、土、日、祝日を除き58日となっております。この内訳は、「(2) 議員」の表にございますとおり、本会議24日、議案精査日11日、議事整理日4日、予算委員会3日、各常任委員会16日となっております。また、日程としては、一部重複する形で、下の表の下から2番目の議会運営委員会や1番下の特別委員会が開かれております。それから常任委員会は、総務委員会、危機管理文化厚生委員会、商工農林水産委員会及び産業振興土木委員会の4委員会があり、全ての議員がいずれかの委員会に所属しています。これらの委員会の活動状況は、資料にお示ししてあるとおりで、定例会などの会期中に開催されますほか、閉会中においても審査・調査のために随時開催されております。また、出先機関調査などの出張も行っています。特別委員会につきましては、まず、毎年9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置され、主に10月から11月までの間の議会閉会中に集中的に審査を行っています。議会の公式日程としては、このような状況ですが、公式の日程以外でも閉会中においては、会派や委員会の任意の活動として外部講師を迎えての勉強会なども随時開かれています。

資料の一番下「2. 公式用務のない日の状況（定例会・臨時会、閉会中の委員会、調査出張等のない日）」です。公式用務のない日で、土、日、祝日を除いた総日数136日について、議員の登庁状況を見ますと、平

成27年の実績では、1日平均で約15.9人と半数近い議員が登庁しており、県政課題等について調査や執行部との協議、意見聴取、県民との対話などの活動を行っています。また、政務活動費を活用した調査活動も県内外に及んでおり、県政のチェックや政策立案に活かされています。なお、各議員は、住民との対話や県政課題についての情報収集など地域における活動も行っており、地方公務員法では非常勤の特別職という位置付けですが、実態として常勤的に活動をしていると言えます。特に記載はございませんが、議長の活動状況については、資料にある議員としての活動のほか、議長としての決裁用務、陳情や要請を受ける用務、会議出席等の用務も多く、ほぼ常勤に近い出勤状況でございます。最後に、議員には退職手当の制度はございません。私からの説明は以上でございます。よろしくおねがいします。

(職員厚生課長)

職員厚生課でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからは、知事、副知事及び教育長の退職手当についてご説明させていただきます。

資料28頁をお願いいたします。知事、副知事及び教育長の退職手当につきましては、ここに掲載しております「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例」に基づいて支給しておりますので、まず、この条例の概要をご説明いたします。まず、支給時期でございますが、第2条第2項におきまして、退職手当は、知事等が退職した場合に任期ごとに支給することになっております。また次の第3条では、退職手当の額を定めております。退職手当の額は、「退職の日における給料月額」に「在職期間の月数」と「支給割合」を乗じて得た額となりまして、支給割合は、知事が100分の50、副知事が100分の36、教育長が100分の25となっております。

次に30頁をご覧ください。知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、全国の状況をご説明させていただきます。まず、1の算定方法でございますが、知事の場合は、退職手当を廃止いたしました大阪府以外の全都道府県が、本県と同様に、給料月額に在職期間の月数と支給割合を乗じて算定することになっております。副知事の場合は全都道府県が、教育長の場合は一般職の例によるとしている6府県を除く41都道府県が同様の方法で算定することになっております。

次に2の支給割合でございますが、知事の支給割合は、表にお示ししておりますとおり、退職手当を廃止しました大阪府を除きますと、100分の80から100分の50までとなっております。本県は100分の50ですので、一番低い数字となっております。副知事の支給割合は、100分の50から100分の20までとなっております。本県は100分の36ですので、低い方から2番目となっております。また教育長の支給割合は、100分の50から100分の19までとなっております。本県は100分の25ですので、低い方から8番目となっております。

次が3の前回審議会開催時との比較になります。先ほど2のところで見いただいた支給割合は、2年前の前回と比べまして、本県は知事、副知事、教育長とも変わっておりませんが、全国平均で見ますと知事が57.7から56.9へ、副知事は41.9から41.5へ、教育長は27.9から27.7へとそれぞれ少し下がっております。知事の退職手当の額は、1年分に割り戻した額で比較しますと、本県の732万円に対しまして、全国平均は880万6千円で本県の順位は46位となっております。前回よりも順位が1つ下がっております。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の2,726万7千円に対し、全国平均は3,077万6千円で本県の順位は43位となっております。順位は前回と変わっておりません。同様に副知事の退職手当の額は、1年分に割り戻した額で比較しますと、本県の406万1千円に対し、全国平均は505万9千円で本県の順位は46位となっております。順位は前回と変わっておりません。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の1,943万円に対し、全国平均は2,228万3千円で本県の順位は46位となっております。前回よりも順位が1つ下がっております。教育長の退職手当の額は、1年分に割り戻した額で比較しますと、本県の234万円に対し、全国平均は277万8千円で本県の順位は41団体中31位となっております。前回は37団体中28位でございました。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の1,492万1千円に対し、全国平均は1,666万8千円で本県の順位は41団体中33位となっております。なお、前回はこの数字は出しておりません。

次に資料の31頁をお願いいたします。4の全国の主な改正状況になります。まず(1)が退職手当の支給割合、算定方法を変更した団体となります。知事の支給割合は、群馬県、三重県、滋賀県の3県が引き下げ、大阪府は退職手当を廃止しております。また、鳥取県のみが支給割合を引き上げております。次の32頁を併せてご覧いただきたいと思います。「改正有」欄に丸印が入っているところが、先ほど申し上げました改正した団体でございます。なお、大阪府につきましては、公選職である知事に対して在任中の勤務に対する報償としての退職手当を支給することは性質上なじみにくい面もあるということと、民間企業における役員の退職慰労金が廃止傾向にあり、廃止後は役員報酬に振り分けしているということから、退職手当は廃止したうえで、一任期の額を1箇月分に割り戻し給料の額に還元しております。副知事の支給割合は、群馬県、三重県、滋賀県の3県が引き下げられておまして、教育長の支給割合は、群馬県と滋賀県の2県が引き下げ、岩手県、東京都、愛知県、沖縄県の4都県がそれまでの一般職の例によるものから新たに支給割合を定めております。

次に31頁にお戻りください。(2)の一任期における退職手当算定月数は、すべての都道府県で48月となっており、教育長の場合は支給割合で支給する全ての都道府県で36月となっております。

次に(3)の退職手当の支給時期でございます。申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。まず、知事、副知事につきまして、任期ごとというのが44都道府県となっておりますが、これを40都道府県に訂正をお願いします。次に選択又は申出により任期ごとか通算かを選べるのが2県となっておりますが、これを5府県。それから最終退職日というのが1県となっておりますが、これを2県に訂正をお願いいたします。

次に資料の33頁をお願いいたします。こちらのほうも資料の訂正をお願いいたします。そちらに各県の状況を表にして掲載しております。1番左に退職手当の支給時期が出ておりますが、この中でまず宮城県は原則最終退職日となりますが、申出により任期ごとに支給できるということになっております。京都府につきましても原則最終退職日となりますが、任期ごとの支給も可能となっております。また鳥取県につきましては、任期ごとではなく、最終退職日の支給となっております。

資料の31頁にお戻りください。同様に教育長につきましては、任期ごとというのが38都道府県となっておりますが、これを36都道府県に、選択又は申出により任期ごとか通算かを選べるのが、2県となっておりますが、これを3県に、そして最終退職日というのが1県となっておりますが、2県に訂正をお願いします。この支給時期につきましては、2年前の前の報酬審議会の際には全ての都道府県が任期ごとでの支給ということになっておりましたが、税法の改正によりまして、勤続期間が5年以下の場合の税の負担が重くなっておりまして、任期ごとか通算かを選べる団体が出てきております。選択により任期ごとか通算かを選べるのが兵庫県と佐賀県の2県、最終退職日というのが福井県の1県、それ以外はすべて任期ごとの支給となっております。(4)には、特例により退職手当の減額を行っている都道府県の状況を記載しておりますが、6府県でございます。

次に(4)には特例によりまして、退職手当の減額を行っている都道府県の状況を記載しております。6府県でございます。

次に、33頁をお願いいたします。先ほど少しご覧いただきました、退職手当の支給時期や支給割合等の全国の状況を都道府県別にまとめたものでございます。また、その次の34頁には、最初に申し上げました知事の退職手当額を1年分に割り戻した額と、1年間の給料と期末手当の総額、そしてこの2つを合計した1年間の総支給額につきまして整理をしております。次の35頁には同様に副知事の退職手当額を、36頁には教育長の退職手当額を整理をしております。資料の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(山元会長)

ただ今、最初に知事、議員等の報酬等について、続いて知事、副知事等の退職手当についてご説明をいただきました。なにかご質問があれば、どうぞご自由にご発言をいただきたいと思います。

(木村委員)

初歩的な質問なのですが、議員は報酬になっていて、知事以下特別職は給料になっていますね。これらの違いを教えてくださいのと、これらの方々の社会保障関係、年金とかそういったものについては、どのような形になっているのか教えていただけますでしょうか。

(行政管理課長)

法律の根拠としては、地方自治法で、議員につきましては報酬という整理になっております。いわゆる労働の対価としての給料という位置付けではなく、活動に対しての報酬ということになります。中身はそれぞれ定額で払うということで同じですけども、法律上は報酬という位置付けになっておりまして、知事、副知事等については、公務員ということで給料という位置付けとなっております。

社会保障について、議員は、年金等が支給されていません。

(木村委員)

全くないのですか。

(総務部長)

ないです。それを復活すべしというご意見があります。ですが、まだ法律レベルには至っておりません。

(木村委員)

年金も社会保障も健康保険か国民健康保険かなにかになるのでしょうか。

(総務部長)

少なくともお辞めになったら国保です。議員在勤中は社保になるのでしょうか。

(議会事務局総務課長)

基本的には国保です。

(木村委員)

知事達はどうでしょうか。

(職員厚生課長)

地方共済です。

(吉澤委員)

先ほどの退職金の話しの中で、税制が改正され選択制の団体が増えたというお話がありましたが、具体的にどのような風に改正されたから選択制が増えたのかという点を教えてください。

(職員厚生課長)

改正内容でございますが、平成25年から改正されており、それまでは退職手当の額から勤続年数に応じて計算しました退職手当の控除額というものが、それをまず控除いたします。残った額の2分の1に相当する金額が課税退職所得額ということで、その金額に応じた税、例えば所得税などが計算されるようになっておりました。平成25年以降は、2分の1というところがなくなりましたので、課税退職所得額という額が従来の2倍に増えますので、それに伴って定められております所得税の額などが増えてきております。

(総務部長)

一度にもらう方が分けてもらうより税金がかかる可能性が出てくるということです。このため、分けてもらうという選択肢と申出制を設けているということです。

(職員厚生課長)

勤続期間が5年以下の場合に、先ほどの2分の1の控除がなくなっておりますので、例えば2任期勤めた場合で4年毎に2回と8年の1回で税額が変わってくるということです。

(吉澤委員)

分かりました。

(折田委員)

よろしいでしょうか。質問というか確認ですけども、資料の24頁の一般職員の給与の改定率と知事の給与の改定率。そして知事と副知事以下の皆様方の給与、報酬の改定率。微妙に率が違うのですが、これはきりのいい数字にするために、若干改定率が違いますが、基本的には連動していると受け止めてよろしいのでしょうか。

(行政管理課長)

考え方は基本的に一般職員の状況も見ながらです。まず下げるか上げるかというのを決める中で、前回で言うと一般職員の改定率を参考にしながら、最終的には知事の額を2万円減額し、同じ減額率で計算し、副知事を1万円にしておりますが、結果として率が少し違ってきております。

(総務部長)

万円単位で整理をさせていただいております。

(折田委員)

そういうことですね。はい。

(木村委員)

少し感想を漏らしてもよろしいですか。

(山元会長)

どうぞ。質問に限定はしておりませんので、感想でも結構でございます。

(木村委員)

前回の委員もさせていただいて、最終的に隣の県との比較という根拠しかないというのが非常に残念というか、他に根拠がないのかなとか、高知県らしさが何か出せないのかなと、ずっと考えていたのですが、なかなか難しいというのはよく分かりました。前回お願いした退職金の割戻し額も入れたこの比較表(資料34頁~36頁)を作っていただいて本当にありがとうございます。多分、全国的にもこういったデータはないのではないかなと思います。納税者側から見ると知事に対してどれだけの報酬を払っているのか、税金を払っているのかというのがよく見えます。前回は知事が1,900万円から1,700万円ぐらい。調整して1,700万円ぐらいに対して、議員さんが1,250万円というのは、差が少なすぎて、知事が少なすぎるのではないかと申し上げたのですが、退職金も入れると2倍以上の差はあるようなので、365日監視されていてあれだけ活動されている知事、責任を全部背負っておられる知事に対しては、もっと高くてもいいような気はいたしますが、前のデータよりはずっと納得ができるデータをいただいたなという気がいたします。

前回の審議会では現状維持ということですが、条例で自発的に2割カットされているわけですよね。一方、東京都知事が政治的な事情もありまして、半分になると色々ありますけれども、そういうことに惑わされることなく、一生懸命成果を上げられている知事に対しては、審議会の議題ではないのかもしれませんが、これまでやってこられました減額分のほうをもらっていただいて、その分をおおいに地産地消で知事自らが色々な地方の産物を買っていただいはいかがでしょうか。節約して財政を健全化するというのも一つですが、然るべきもらえるべき給料は使っていただいて、どんどん経済を活性化するという方向に使っていただくというのも一つの考え方ではないかと思います。そういったこともご検討いただいたらどうかと思います。

それと公務員の給与というのは非常に複雑で、地域手当があり、期末手当があり、一般の方にはほとんど分かりません。退職金の差戻しというのはなかなか難しいかもしれませんが、独立行政法人だった大学なんかも

年俸制というのに移行傾向にありますので、年俸制というのも今日の検討課題ではないかという風に思います。納税者の一般の方が手当や期末手当という複雑なことを理解しなくても分かるようにするのも一つの検討課題ではないかなという風に感じました。以上です。

(山元会長)

先ほど3点お話しいただいたと思いますが、一つは議員と知事との差について、退職手当を合算して見ればその差は妥当なものだと思われているというご感想ですよね。

(木村委員)

もう少しあってもいいとは思いますが、それほどひどくはないと。

(山元会長)

感覚からということですよ。2つ目が自発的なカットをなくされてはどうかというようなご感想ですよ。

(木村委員)

審議会では適正だとみなした基準からさらに20%とか何%とかをカットされているわけですが、経済を活性化するためにもうそろそろいいのかなと。

(行政管理課長)

20%です。

(木村委員)

その分はもういいのではないですか。それは政治的な事情もあるので強制はできませんが、一つの考え方としてお考えになったらいかがでしょうか。

(総務部長)

今の臨時減額の件ですけれども、条例では毎年毎年、期限を延長させていただいておりますので、知事選がなければ、毎年2月の議会にお諮りをしております。今までは執行部の提案としては、この減額を維持するという形で判断をさせていただいて、延長の提案をさせていただいているのですけれども、今日の木村委員の意見も含めてこのことについて、もしご議論賜るのであれば、そのことを議案を提出する権限を持っている知事にはお伝えし、この2月議会にどうするかということを変更して執行部内で検討させていただきたいと考えています。

(山元会長)

議論が飛んでしまいすみません。3点目の年俸制への移行を検討されてはどうかというお話しがございましたけど、これは感想という位置付けでよろしゅうございますか。

(木村委員)

知事達は、實際上、年俸制みたいなものですよ。けども一般職の給与法の基準というか規定に準じてやっているから、期末手当とか地域手当がありますが、これは0なんですよ。

(行政管理課長)

0です。

(木村委員)

期末手当分と本俸を合算したのが、年俸額になるので年俸制にしてもそれほど大きな影響はないのではないのかなと思ひまして。特別職については、その方が分かりやすいのではないのかという一つの意見です。

(木村委員)

分かりました。では先ほど出ました2番目の自発的なカットについて、この審議会としてなにか提言するかどうかということについて、議事を進めていきたいと思っておりますけど、これはこの審議会ではどういう位置付けになりますでしょうか。

(総務部長)

諮問事項ではありませんので、先ほども申し上げましたとおり、ご審議の中でご意見があればそれをお伝えすることはできるのですが、最終的には答申という形での議論ではないのであろうと思います。

(筒井委員)

これから知事以下の報酬について、考えていくわけですので、知事の分を返納するのをやめるといったことについては、議論が少し違って来るかなと思います。

(山元会長)

この件については、先ほども説明がありましたけども審議事項ではありませんので、各委員からこういう意見が出たということをお伝えいただく、そういう位置付けになろうかと思っております。ご意見をお願いします。

(折田委員)

意見の前に質問ですが、まずこのカットの理由です。この20%カットというのはいつからなのかということ、尾崎知事が就任されて以降なのか、それ以前なのか。それと先ほど申し上げました理由を教えてくださいたいと思います。

(行政管理課長)

カットにつきましては、就任以降ずっとされております。率は、就任当初は20%だったものが、その後30%の期間が1年間あり、平成20年の8月から20%となっております。その後、30%カットを実施していた期間が2年弱あります。それから尾崎知事の前、前知事の時も財政危機への対応とか職員による不祥事を受けて責任をとるという姿勢を示す意味で随時カットをされておりました。

(折田委員)

いわゆるカットのなかった時期というのはいつまで遡るのでしょうか。

(行政管理課長)

前知事の時も断続的にカットをしていたと思いますが、手元に資料がありませんが、していた時期、していなかった時期があったと思います。次に理由ですけれども、例えば就任当初は財政危機への対応ということで1年程カットした後で、平成20年8月から3箇月間は、モード・アバンセの住民訴訟の和解により、債権がかなり回収できないということもはっきりしましたので、そのときに姿勢を示すということで県民へのお詫びの意味もこめて、給与の減額をしました。それ以降は、財政状況、それから本県の厳しい経済状況。財政状況だけではなく、県全体の経済状況が厳しいと、そういったことも踏まえて実施しています。

(吉澤委員)

意見ということ言えば、今、木村先生がおっしゃったように、カットせずに色々高知のものを買ってくれると僕らは嬉しいです。そうしていただくと高知の経済にとっては、ありがたいのではないかなと思います。

(木村委員)

本当は、高知県は40何番目でないといけないというのをなんとかして、頑張っている知事の給料や基準を上

げたらどうかと言いたいところですが、このご時世でそうは言えないので、適正とし、カット分はやめてもいいのではないかと。特にアベノミクスで、安部総理は民間企業に対して給与を増やせ増やせと言っているわけで、こういうご時世の中でもカットをやめるぐらいは許容されるのではないかと。ただ審議会の諮問事項ではないので、知事のご判断であろうかと思えます。それで消費を拡大して少しでも元気になっていくのなら、そういうのも一つの検討事項ではないのかなと思ひまして、発言させていただきました。

(山元会長)

それでは、この件については各委員から意見が出たということで、一旦終わりにして、本来の議論の方を進めていきたいと思ひます。それでは資料にご質問が出ましたけども、本来の知事、議員等の報酬等について、ご意見がなにかございましたらお願いします。退職手当等についても議論していきたいと思ひます。

中田委員何かございませんでしょうか。

(中田委員)

私も初めて参加させていただいて、知事の働きぶりに関しては、この金額というのは少し少ない気がしますけど、高知県の経済状況に合わせて見るとどうなのかなと感じることはあります。例えば、高知県の企業の役員の方や取締役、代表の方との比較も数字として分かっていたら是非参考にしてみたいです。

(行政管理課長)

民間の役員レベルの方との比較ですか。

(中田委員)

そこと比べるとは難しいかもしれませんが、尾崎知事がとても精力的に頑張っている姿は、私共県民としましても目の当たりにして、当然もう少しもらってもいいのではないかなと思ひますが、教育長達になるとあまり働いている姿を目の当たりにすることが少ないですので、その理解をしてもらえるでしょうか。

(行政管理課長)

参考になる民間のデータですが、手元にはございません。

(中田委員)

なかなか民間の方は難しいでしょうか。

(行政管理課長)

全体で従業員の給与の平均水準というのはありますが、役員レベルは難しいかもしれません。

(中田委員)

知事の報酬と一般の県庁の職員の給料とは、算出の仕方は全く別なんですか。

(行政管理課長)

はい。別になります。

(山元会長)

先ほどのことについて、関連して質問なんですけど、一般職については民間と公務員の比較を意識されて諮問、答申があって、それをベースに特別職についても参考に決めていくという流れが今の流れだと思うんですけど、中田委員からお話があったように特別職で例えば企業の経営者と比較するという発想自体が全国的にあるものなんですか。

(行政管理課長)

企業によっても業績とか色々ありますので、企業の役員の方だけと比較するというのではなく、まずは一般職について、4月1日の県内の民間事業所の民間給与や国家公務員の給与水準と、県職員の給与水準を比較して、人事委員会から勧告をいただいているという流れになっております。

(山元会長)

全国の標準形がそれということですか。

(総務部長)

国家公務員もうそうですけど、公務員の給料についての基本的な考え方が人事院、あるいは人事委員会という第三者機関が民間の従業員の賃金の調査をして、それと均衡を保つという考えができています。これは一般職の世界です。法律上は、特別職は別に一般職を踏まえなくてもいいです。しかしながら、とっかかりがないですし、行政管理課長が申し上げたように、民間の役員報酬の水準というのは、年によっても違うだろうし、企業によっても大きく考え方が違うので、それを科学的、客観的に統計をまとめて、地域単位でも全国単位でも比較をして、知事なりあるいは総理の給料を決めるということは、やっていないというのが実態です。やってもいいんですけど、それを許されていないんだと私は認識しております。

(筒井委員)

関連して質問よろしいですか。一般職の場合の計算方法は、民間の企業と比較してどうかということですが、比較は規模別になっているんですか。それとどれぐらいの規模以下でやっているのか。そこでずいぶん違ってくると思います。

(行政管理課長)

対象にしているのは、50人以上の事業所です。県の人事委員会が調査対象としている民間企業は、県内の50人以上の従業員がいる事業所で、今年度の勧告で言いますと101の事業所を対象に、人数で言うと4,100人くらいの方の給与を実地調査しまして、それを比較して、結果的に上げない、据置きという一般職員への勧告が出ました。

(筒井委員)

そうしますと、先ほどご要望がありました、高知県の企業の代表者の方の報酬と知事のそういったものと対比というのはなかなか難しいですね。平均が出て、規模でずいぶん違うと思うし、業種でも違うし、なかなか比較するというのが難しいのではないかなと思います。

(中田委員)

比較というより分かっているならば参考としてお聞きしたいです。

(行政管理課長)

何かないか確認をします。

(吉澤委員)

上がっているとか下がっているとか分かれば参考になります。

(山元会長)

この件は、企業の経営者をベースに考え方を変えたらというご意見というよりは、何か比較できる資料があれば

ばということですね。何かそういうものがあればお願いします。

(行政管理課長)

分かりました。

(吉澤委員)

24頁で今の一般職との公民較差が出ているんですけども、要は平成28年度は勧告に基づいて、これを上げてしまうと民間を抜いてしまうということですか。そういうことで0になったということですか。これが今回参考にするデータとしてはこれしかないわけですか。

(行政管理課長)

平成27年と平成28年の状況を踏まえてということになります。

(吉澤委員)

平成29年はどうなるかというのは全く分からないということですか。

(行政管理課長)

はい。後は他県の状況が今ご覧いただいたとおりの位置付けであるというのを踏まえてということです。

(山元会長)

竹内委員は、何かございませんか。

(竹内委員)

私は数字のことは難しくあまり分かりませんが、確かに給料は民間に比べたら上げないといけませんが、農家は年によって上げる基準がないんです。そんな中で私共から言ったら、一般職を比べるのはどうかと。新聞でいくら出たといっても本当に私共農家の声は、届かないというのが本音です。その年によって、去年みたいに暑く水害もあつたりしたら上げたくても上げれない。一般職と他の職種と比べても比べようがないんですけども、知事に対しては、私も木村委員と一緒に四国の他の知事の動向はあまり見えないんですけども、高知の中で知事はこれぐらい頑張っているんだぞ、それに対しての割合をいただいてもいいかなと。その割で言ったら議員さんの報酬が多いのではないかなと。そこを下げてもらったらもう少しカットしなくてもいいのではないかなと思ったりもします。一回上げたら下げることは難しいですけども、百姓は上がったりが下がりがあるので、そういうことが議員にもあつていいかなと思いました。

(吉澤委員)

おっしゃることは分かります。知事のあの仕事量でこの報酬と議員の皆様方の仕事と報酬と、というのを比較してしまうと、そういうご意見が出てくるのはとても分かる気はします。もう少し議員を削って知事につけてあげたいという意見は出ますね。ではどうしろというのはなかなか難しいですが。

(山元会長)

10頁を見ますと議員は全国順位が40位ということですか。

(行政管理課長)

カット前の本則額でいくと、そういうことです。

(山元会長)

カットでも38位。

(行政管理課長)

そうです。15頁になります。

(木村委員)

県の議員さんの定数というのは、なにか基準があるのでしょうか。

(議会事務局総務課長)

条例で決めております。

(木村委員)

それぞれの県が決めればよいということですか。

(行政管理課長)

そうです。

(木村委員)

例えば衆議院とか参議院は平等平等ということで、1票の格差と言うけれども、それぞれの県の議員は、東京都は1,000万人以上の人が入って議員が127人です。高知県は73万人に対して37人で、2万人に1人。東京都は10万人に1人ということだけれども、そこはそれぞれで決めればよいということなんですか。

(総務部長)

昔は人口において議員数について基準があり、それに基づいて条例を作っていましたが、恐らく基準はなくなりましたので、各地方公共団体が決められます。定数の問題も大変恐縮ながらこれは議会の方でお考えになることかなという認識は持っております。

(木村委員)

定数と報酬を掛け合わせると納税者が税金で議員さんにいくら報酬を支払ったかというのが分かるわけで、そういう意味から言うと審議会の諮問事項ではないにしても、納税者としては行政責任で責任者として飛び回っている知事とそれを監視する立場の議員が37人いて、それでこの給与差かという思いは持ちます。そのへんは地方自治の制度全体の中で考えることで、この報酬だけの問題ではないかと思えます。

(山元会長)

少しお話をいただきましたけども本来の審議事項に戻していきたいと思えます。退職手当等についてのご意見等はまだ出ていないように思えますけど、それに関してご意見等がございましたらそちらのほうもよろしく願います。

(吉澤委員)

一つは先ほど話しが出ましたが、知事があと何年やられるのかはわかりませんが、任期ごとなのかどうなのかが選べるようにしても別に問題はないかなと。そうすることで何かあるのでしょうか。

(職員厚生課長)

特にはないと思えます。けっして多くはありませんが、少しずつそういう団体が出てきている状況になってきております。

(筒井委員)

私もそういう意見を持っております。今日の説明を聞きまして知事の側のご事情もあって選択肢が多い方がいいのではないかなと感じています。元々は任期ごとではなくて、知事が辞められるときに一括してとなっていました。それを変えて任期ごとにし、それから支給割合が60%だったのが50%になっているんですね。そういった過去のことも踏まえながら、支給割合がどうかというのもあると思います。

(職員厚生課長)

平成25年から現在の50%になっていまして、それまでは60%です。

(筒井委員)

50%というのはこの資料を見たら一番低いパーセンテージになっていますね。

(職員厚生課長)

任期ごとに言いますと、退職手当の条例が平成15年にできておりますが、そのときから任期ごとという事になっております。任期ごとでなかったのはそれ以前です。

(山元会長)

質問ですけどその任期ごとというのは、結果的に5年間の期間の税率が適用されるのでしょうか。

(職員厚生課長)

はい。1任期4年ですので5年以下になりますので。

(山元会長)

通算は4年4年で8年ということですか。

(職員厚生課長)

はい。現状はそうなっております。

(山元会長)

退職手当の支給方法についてご意見がありましたが、それを踏まえてなにかございませんか。

(木村委員)

選択制にすることは別に異論はございませんけども、私個人の好みとしては大阪府方式。要するに退職金ではなくて、知事に対して毎月毎月の中に含んでというのがいいのではと思います。ただこれは好みの部分もあります。

(山元会長)

報酬等それから退職手当等についてご意見いただきました。この他なければ審議は終わりにしたいと思いますけども皆様ご意見よろしゅうございますか。

ないようですので審議はこれで終わりたいと思います。次回までに事務局において答申案をご検討いただきまして、第2回の審議会で答申ができるようにしたいと思います。次回までになにか準備できる資料があれば検討をよろしく願います

(行政管理課長)

分かりました。少し確認をしまして、ご提示できるものがございましたら準備いたします。

(山元会長)

次回の日程については、事務局の方で調整をいただいているようですので、事務局から説明をお願いします。

(行政管理課長)

次回は、来月2月1日、水曜日午前10時から、場所は今回と同じ第2応接室でお願いしたいと考えております。

(山元会長)

次回は、2月1日水曜日の午前10時から、この場所で行いたいと思います。次回には結論が出せるよう、事務局で準備をお願いします。本日の会議はこれで終わりたいと思います。皆様ありがとうございました。